

鈴鹿市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 9 月 2 9 日

鈴鹿市長 末松 則子

鈴鹿市条例第 2 9 号

鈴鹿市水道事業給水条例の一部を改正する条例

鈴鹿市水道事業給水条例（平成 9 年鈴鹿市条例第 4 9 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改める。

改 正 後	改 正 前
（工事の施行） 第 7 条 給水装置工事は、管理者又は法第16条の 2 第 1 項の規定により管理者の指定を受けた者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。<u>ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第 7 条の規定により置かれた水道事業の管理者を含む。以下この項において同じ。）又は他の市町村長が法第16条の 2 第 1 項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。</u> 2 <u>前項本文</u>の規定により指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後、速やかに管理者の工事検	（工事の施行） 第 7 条 給水装置工事は、管理者又は法第16条の 2 第 1 項の規定により管理者の指定を受けた者（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。 2 <u>前項</u>の規定により指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査（使用材料の確認を含む。）を受け、かつ、工事しゅん工後、速やかに管理者の工事検査を

査を受けなければならない。 <u>ただし、管</u> <u>理者がその必要がないと認めたときは、</u> <u>この限りでない。</u>	受けなければならない。
3・4 略	3・4 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。